

大分県報

令和二年
第九九号
四月二十一日

(火曜日)

目次

告示

- 土壤汚染対策法による形質変更所要届出区域の指定……………
- 道路区域の変更……………
- 道路の供用開始(二件)……………
- 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定……………
- 港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………
- 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例による適正化推進区域の指定……………
- 公 告……………
- 県営土地改良事業の工事の完了……………

告示

- 大分県告示第二百六十二号……………
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
令和二年四月二十一日……………
- 形質変更所要届出区域……………
- 佐伯市常盤西町千八百三十五番一の一部及び千八百三十六番四の一部……………
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類……………
- 砒素及びその化合物……………

令和二年四月二十一日

大分県報(告示)

一

大分県告示第二百六十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年四月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
中津市耶馬溪町大字戸原字道ノ上二〇九一番一地从先から	中津市耶馬溪町大字戸原字道ノ上二〇九一番一から	前	二二・五	メートル
		後	一七・七	メートル
中津市耶馬溪町大字戸原字道ノ上二〇九三番三地从先まで	中津市耶馬溪町大字戸原字道ノ上二〇九三番三まで	前	五七・三	メートル
		後	一五・二	メートル

大分県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道別府一の宮線	別府市大字東山字片山二五番一から別府市大字東山字片山三六番一まで	令二・四・二一

大分県告示第二百六十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

中津市三光土田字林六五二番地先から
中津市三光白木字天附一五二一番一ー一まで

令二・四・二一

大分県告示第二百六十六号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定により、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、令和二年四月二十一日から適用する。

令和二年四月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

水系名

河川名

河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの

大分川水系

裏川（別図に示す区域に限る。）

船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

（「別図」は省略し、大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年五月一日から適用する。

令和二年四月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

港湾名

放置等禁止区域

放置等禁止物件

大分港

港湾区域、臨港地区及び港湾法第二条第六項の規定により国土交通大臣の認

船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

佐賀関港

定した港湾施設の区域（港湾管理者が管理するものに限る。）（別図に示す区域に限る。）

（「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十八号

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例（平成三十年大分県条例第三十八号）第七条第一項の規定により、次の区域（別図に示す区域に限る。）を適正化推進区域に指定し、令和二年四月二十一日から適用する。

なお、「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課、河川課及び大分土木事務所並びに農林水産部漁港漁村整備課において縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

所在市町村

港湾・河川・漁港名

区域名

大分市

大分港

港湾区域

大分川水系大分川

河川区域

大分川水系裏川

河川区域

大野川水系大野川

河川区域

大野川水系乙津川

河川区域

大分漁港

漁港区域（漁港管理者が管理するものに限る。）

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和二年四月二十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

事業名

着手年月日

完了年月日

県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (日田地区)	平二〇・一二・九	平二七・五・二八	県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (ゆめ々タウンここのえ地区)	平二三・九・三〇	平二九・三・一〇
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備) (日田地区)	平二二・九・三〇	平二四・一・一七	県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (ゆめ々タウンここのえ地区寺小野工区)	平二五・一・一二	平二五・五・二七
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区大石峠工区)	平二一・一〇・一	平二五・五・三〇	県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (ゆめ々タウンここのえ地区菅原工区)	平二四・一一・六	平二五・一〇・一〇
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区鶴城工区(古田))	平二六・三・二八	平二九・六・二九	県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (ゆめ々タウンここのえ地区小釣畑工区)	平二六・九・三	平二九・三・二四
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区鶴城工区(桐尾))	平二七・一・二一	平二九・六・二九	県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水) (ゆめ々タウンここのえ地区)	平二二・一二・九	平二九・一・二〇
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区出口工区(榎迫))	平二二・一〇・一	平二七・三・二五	県営中山間地域総合整備事業 (鳥獣侵入防止施設整備) (ゆめ々タウンここのえ地区)	平二四・一二・七	平二五・三・二七
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区出口工区(中村))	平二四・九・二九	平二九・一二・二二	県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備 事業 (農業用排水施設整備) (田野東部地区)	平二二・一一・三〇	平二九・三・二三
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (日田地区出口工区(夕川))	平二七・九・一二	平二九・一二・二二	県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備 事業 (暗渠排水) (田野東部地区)	平二五・九・一二	平二六・四・三〇
県営中山間地域総合整備事業 (農地防災) (日田地区)	平二〇・一二・二六	平二一・三・一七	県営農業用河川工作物応急対策事業 (堂ノ下地区)	平二五・一〇・九	平二六・三・二四
県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水) (日田地区)	平二一・一〇・二	平二四・六・一八			
県営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備) (玖珠二期地区花香工区)	平二六・七・一一	平二八・二・一〇			

令和二年四月二十一日

大分県報(公告)